

確定拠出年金法改正に関する意見書

1.提出先： 内閣府規制改革・民間開放推進室

2.検討組織：法制度委員会コンプライアンス推進部会確定拠出年金法改正 WG

3.要望項目の詳細

企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出制度の導入	
要望内容	企業型確定拠出年金において、事業主が拠出する掛金に加えて、加入者の希望により、加入者の自己資金も拠出する、いわゆるマッチング拠出を認めていただきたい。
要望理由	現行法では、企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。このため、企業の従業員にとって本制度は、私的年金制度というよりも従来からの企業の退職金制度に類似するという印象をもたれる傾向にあり、自ら資産運用を行う意識が低い加入者が多い原因となっている。自己資金も拠出することにより自助努力で運用する年金制度という意識が高まると考えられるため。また、年金というには運用原資の水準が低く、老後の生活保障の手段とするには不十分であるため。
根拠法令	確定拠出年金法第 19 条
所管官庁	厚生労働省

企業型確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ	
要望内容	現状の上場企業の退職一時金の水準に配慮し、退職一時金をすべて確定拠出年金とすることが可能となる程度にまで拠出限度額を引き上げていただきたい。
要望理由	確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、平成 16 年改正により引き上げが図られたが、企業が平成 24 年 3 月廃止予定の税制適格退職年金の移行先制度とするには、まだ限度額が低いのが実態である。現行の拠出限度額では、税制適格退職年金の移行先制度とするにもその一部が移行できるにすぎないため、他の制度との併用を余儀なくされ、制度移行及び導入後の負担が増すことから、企業実務者から魅力に乏しいとの指摘が多いため。
根拠法令	確定拠出年金法第 20 条、確定拠出年金法施行令第 11 条
所管官庁	厚生労働省
その他	退職金水準については(社)日本経済団体連合会「2004 年 9 月度退職金・年金に関する実態調査結果」の概要を参照。 http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/020.pdf

企業型確定拠出年金における制度移行時の資産移換の一括の容認	
要望内容	現行法では、事業主により退職給与規程の改正又は廃止が行われた年度の翌年度から起算して3年度以上7年度以内で均等に分割した額を順次移換することとされている。しかし、資産の移換方法を分割に限定するのは不合理であるので、一括移換も認めていただきたい。
要望理由	確定拠出年金の円滑な導入を図るためには、次の理由により、資産の一括移換も認めるべきであるため。 ・分割移換に伴う事業主の事務負担の軽減

	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の加入当初の運用意欲が高いこと ・移換途上での企業倒産による混乱(資産保全不備)の回避
根拠法令	確定拠出年金法施行令第22条
所管官庁	厚生労働省

第2号被保険者から第3号被保険者への切り替え時点における確定拠出年金に関する取扱い	
要望内容	確定拠出年金を運用している第2号被保険者が、結婚退職して第2号被保険者の配偶者となった場合において、次のいずれかの選択を可能とさせていただきたい；(a)中途脱退として扱い、加入期間が3年超であっても脱退一時金として運用資産を引き出すことができること(b)個人型年金加入者の資格が得られること
要望理由	第3号被保険者は、加入期間が3年を超えた場合に中途脱退ができず、また、個人型年金加入者の資格もないため、未婚女性従業員が確定拠出年金の加入を敬遠する傾向にあるため。また、第3号被保険者は個人型年金運用指図者として年金資産運用を継続することとされているが、資産が少額であるケースが多い。こうしたケースでは、個人型年金運用指図者となっても運用意欲が続き、運営管理に係る手数料分だけが目減りしていることが多いため。
根拠法令	確定拠出年金法第62条、同法附則第2条の2、同附則第3条、確定拠出年金法施行令第59条、同第60条、確定拠出年金法施行規則第38条
所管官庁	厚生労働省

法人の合併によって企業型年金が終了する場合の取扱い	
要望内容	企業型確定拠出年金を実施している法人が合併によって消滅する場合に、加入者に不利益が生じないように仕るべき措置を講じていただきたい。
要望理由	事業環境の変化が激しい情報サービス産業では、企業の合併が積極的に行われる傾向にある。この合併によって企業型年金が終了する場合の取扱いに関して現行法では、加入者は個人型年金運用指図者となることを容認しているに過ぎない。しかし、存続する法人が確定拠出年金未導入の場合は、事業主が消滅法人の加入者のために掛金を拠出することができない。また、この場合、給付開始年齢に近い加入者は、個人型年金運用指図者となるよりも一時金としての受け取りを希望する者が少なくないと思われるが、一時金として受け取ると給与所得等と合算され一時所得として課税されることとなり、加入者が不利益を被ることになるため。
根拠法令	確定拠出年金法第45条第2項、同第47条第2項、同64条第2項、同法附則第2条の2、確定拠出年金法施行令第59条
所管官庁	厚生労働省

企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額の引き上げ	
要望内容	企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額を引き上げていただきたい。
要望理由	情報サービス産業は、ITエンジニア(情報処理技術者)が自らのキャリアを向上させる意欲に富む人材が集う業界であるため、雇用流動性が高く、若年層のみならず、中堅層においても中途退職者が多いという特徴がある。このため、企業型年金導入企業においても運用資産が低額に留まるものが多く、次の問題が生じているため； <ul style="list-style-type: none"> ・中途退職後において運用資産が低額では確定拠出年金の運用に関心をもたないため、

	国民年金基金連合会への強制移管者が増える原因となっている。 ・ 転職後に個人型年金運用指図者となっても、運用資産が低額では関心を持たず、運営管理に係る手数料分だけが目減りし、不利益を被る結果となっている。
根拠法令	確定拠出年金法第 2 条第 5 項、同第 74 条の 2、同法附則第 3 条第 1 項第 5 号、確定拠出年金法施行令第 60 条第 2 項
所管官庁	厚生労働省
その他	情報サービス産業の平均勤続年数 9 年 10 ヶ月、平均中途退職者数 38.6 人：(社)情報サービス産業協会発行 JISA 会報 No.77 36～37 頁

運用商品の除外手続きの緩和	
要望内容	現行では運用商品の一部を除外したい場合に、当該商品購入者全員の同意が必要とされているが、事前に周知期間を設定した上で、特段の異論がなければ加入者全員の同意があったものとみなすことを認めていただきたい
要望理由	確定拠出年金向けの運用商品は徐々に充実しつつあり、事業主は、適宜、既存の運用商品の一部を除外し、新たな運用商品を追加することで、ラインアップの見直しを図っていくべきである。この見直しに関して、現行規定は加入者の同意を義務づけている。これは加入者の不利益変更を防止する趣旨で定められていると解するが、この見直しは、加入者が期待する資産運用を実現するために実施するものであり、不利益変更には当たらないため。
根拠法令	確定拠出年金法第 26 条、確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2
所管官庁	厚生労働省

確定拠出年金資産の中途引出要件の緩和	
要望内容	自然災害時及び経済的困窮時等のやむを得ない場合には、年金支給開始以前の運用資産の取り崩しを認めていただきたい。
要望理由	年金支給開始時までには長期間に及ぶため、中途引き出しが認められない現状では、確定拠出年金導入にあたっての不安が大きいとの声が多い。このため、確定拠出年金導入時に確定拠出年金と退職金前払いとの選択制を採ると、後者を選択する者も多いのが実態であり、確定拠出年金普及の障害になっている。
根拠法令	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、確定拠出年金法施行令第 59 条、
所管官庁	厚生労働省

事業主が運営管理業務等を委託している場合における当該運営管理機関の忠実義務の対象	
要望内容	運営管理機関の行為準則[年金局長通知(年発第 213 号)]は、もっぱら加入者に対する忠実義務を定めているが、事業主が運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託している場合には、当該運営管理機関は事業主に対しても忠実義務を負うものとしていただきたい。
要望理由	事業主は、法が定めた事業主の責務を果す必要がある。したがって、事業主が運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託している場合、当該運営管理機関は、事業主が当該責務を全うできるように受託業務の完遂に努める必要があるといえる。これに関して、現行の取扱い、加入者保護の観点から運営管理機関の加入者に対する忠実義務を規定するに留まっている。しかし、運営管理機関に業務を委託しているのは事業主であり、投資教育

	の実施等では、加入者個人が、逐一、運営管理機関に対応をとめるのは必ずしも現実的ではない。したがって、委託先運営管理機関は加入者に対してだけでなく、事業主に対しても忠実義務を負うべきである。
根拠法令	確定拠出年金法第2条第7項、同第7条、同第9条、同第22条、確定拠出年金法施行令第7条、平成13年8月21日付厚生労働省年金局長通知(年発第213号)第6行為準則に関する事項2.(1)
所管官庁	厚生労働省

以上